

第41号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表新規就農者経営安定資金の項中「認定就農者（）」の次に「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。